

平成31年4月9日

第二東京弁護士会
会長 関谷文隆殿

第二東京弁護士会会員 道本幸伸



回答要請並びに文書閲覧謄写申請

私は、貴会に次の質問への回答と貴会が保有する以下の文書の閲覧・謄写を請求します。

1 回答を求める質問内容と閲覧・謄写を求める文書の表示

(1) 回答を求める質問

- ① 弁護士会館の固定資産税の減免が取消された場合の固定資産税の金額
- ② 現状、地下1階は賃貸しているが、減免取消の理由に該当しないか。該当しないなら減免取消にならない範囲と程度

(2) 閲覧と謄写を求める文書

- ① 平成7年頃、第二東京弁護士会他が、東京都に対し東京都都税条例第134条3項に基づき、弁護士会館の固定資産税の減免を求めた申請書写し
- ② 平成30年度に納付した弁護士会館の固定資産税の納税通知書
- ③ 平成7年頃、会館の共有者4会（当会、東弁、一弁、日弁連）で作成された会館の利用に関する各会専用部分、共用部分の合意書

2 回答並びに閲覧謄写を求める理由

- (1) 本年度の会長選挙において、会長（当時は候補者）は、会費ゼロとの政策は「非現実的」と断定し、その理由のひとつとして「フロア賃貸・・・すれば固定資産税の減免特例を失う」（選挙公報）と指摘しました。

しかし現に、二弁は会館地下1階（三会共用部分と推測されます）を飲食店などのテナントに賃貸してテナント収入を得ています。会長の指摘どおりとすると、現状においても固定資産税の減免特例を失うのではないのかとの疑問があります。またもし特例を失うことがないなら、地下1階だけでなく他のフロアの賃貸も可能というべきでしょう。さらに減免額が多額ではないのなら、合併によるフロア賃料の確保により会費ゼロが可能となります。すなわち選挙公報の「非現実的」との指摘は誤りであったこととなります。

- (2) そのため私は、本年2月22日に、前会長に対して、固定資産税減額の法令上の根拠、減免が取り消された場合の固定資産税額、地下1階の賃貸は減免取消の理由にならないかの各質問を致しました。

これに対して前会長から、法令上の根拠は東京都都税条例134条2項であ



るとの回答がありましたが、その他については、『相手方』（日弁連、東弁、一弁と東京都）があることなので回答はできないと返事が参りました。しかしかような理由での回答拒否は極めて遺憾であり、承服できません。

- (3) そこで、再度、減免が取消れた場合の固定資産税額、地下1階の賃貸は減免取消の理由にならないのか、減免取消の許容範囲の質問を致しますので、回答をお願いします。

また本質問の裏付けとなる資料として、貴会が減免を求めて東京都に申請した申請書（減免を求める理由や範囲が明記されているため）、平成30年度の納税通知書（正規の金額と減免額が明記されている）、会館の利用区分について合意した4会の合意書（東京三弁が地下1階他について専用利用ができることが明らかにする）の閲覧謄写を求めます。

私を含め会員は、多額の会館建設資金を負担してきました。会館の有効利用は私たち会員にとって極めて大事なテーマであります。本書提出日より10日以内にて、回答並びに文書の閲覧謄写（「文書閲覧謄写手数料規則」）を許可するよう要請します。

（以上）